

龍 監 第 53 号
令和 5 年 9 月 29 日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿
龍ヶ崎市議会議長 油原 信義 殿

龍ヶ崎市監査委員 関 口 広 行
同 寺 田 寿 夫

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査を実施し、その結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により提出します。

なお、貴職が所掌する事項が指摘事項等に該当する場合において、当該指摘事項等に関し、是正又は改善のため必要な措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨を通知願います。

定期監査結果報告書

1 準拠した基準	龍ヶ崎市監査基準に準拠して監査を行った。		
2 監査の種類	地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査		
3 監査の対象	(1)事項	下記の部課等が所掌する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	
	(2)期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 8 月 3 1 日まで	
4 監査の着眼点	監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施した。		
5 監査の実施内容	(1)予備監査	令和 5 年 9 月 6 日から 令和 5 年 9 月 1 4 日まで	事前に提出を受けた監査資料に基づく書面監査及び関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、予備監査を実施した。
	(2)本監査	令和 5 年 9 月 2 5 日	予備監査の結果に基づく予備監査調書を踏まえ、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、本監査を実施した。
6 監査の結果	<p>是正又は改善を必要と認める事項及び意見は、次のとおりである（詳細は、別紙「指摘事項等について」を参照。）。これ以外の事項は、おおむね適正であると認められた。</p> <p>総務部防災安全課 指摘事項 2 件、注意事項 0 件、意見 2 件</p> <p>総務部税務課 指摘事項 1 件、注意事項 0 件、意見 0 件</p> <p>総務部財政課 指摘事項 0 件、注意事項 0 件、意見 0 件</p>		
7 通 知	是正又は改善を必要と認める事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定によりその旨を通知されたい。		
8 備 考	軽微な事項については、監査委員事務局長による指導事項とし、記載は省略した。		

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部防災安全課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	意見 21頁	消防施設用地の賃借手続の改善
事実の概要等	当該事務処理の一部は慣例に基づく取扱いとなっており、取扱基準等の明文化による事務処理及び書類の適切な管理が望まれる。	
区分	契約事務	
件名	意見 27頁	防災行政無線施設用地の賃借手続の改善
事実の概要等	当該事務処理の一部は慣例に基づく取扱いとなっており、取扱基準等の明文化による事務処理及び書類の適切な管理が望まれる。	
区分	契約事務	
件名	指摘 21頁	消防施設用地に係る土地賃貸借契約
事実の概要等	当該契約は、印紙税法上「契約金額の記載のないもの」に該当し、印紙税額200円が課税されるものであるが、市が保管する各契約書に収入印紙が貼付されていない（詳細は、別紙のとおり）。	
区分	契約事務	
件名	指摘 27頁	防災行政無線施設用地に係る土地賃貸借契約
事実の概要等	当該契約は、印紙税法上「契約金額の記載のないもの」に該当し、印紙税額200円が課税されるものであるが、市が保管する各契約書に収入印紙が貼付されていない（詳細は、別紙のとおり）。	
区分		
件名		
事実の概要等		

注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。

2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

(別紙)

土地賃貸借契約に係る印紙税額等について

1 確認した事実

本市は、消防施設又は防災行政無線施設を建設するため、個人又は法人が所有する土地に関し、当該土地所有者との間で土地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結している。用途別の契約件数は、消防施設に係るもの 157 件、防災行政無線施設に係るもの 19 件となっている。

本件契約の執行状況を確認するため、契約書の一部を抽出して確認したところ、印紙税法に規定された印紙税額に相当する収入印紙が貼付されていなかった。

2 印紙税額

土地賃貸借契約は、印紙税法の第 1 号の 2 文書（土地の賃借権の設定に関する契約書）に該当する。当該印紙税額は、記載された契約金額が 10 万円以下のもの 200 円から、50 億円を超えるもの 60 万円まで、契約金額に応じて 11 に区分され、さらに、契約金額の記載のないものは 200 円とされている。

一方、印紙税額一覧表において、主な非課税文書として、記載された契約金額が 1 万円未満のものとの記載、及び第 1 号文書と第 3 号から第 17 号文書とに該当する文書で第 1 号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が 1 万円未満であっても非課税文書とならない旨の記載がある。

3 本件契約と印紙税額

本件契約は、いずれも契約期間は複数年にわたり、当該賃貸借料は年額 2,000 円又は 4,000 円というものである。このため、印紙税法の第 1 号の 2 文書のうち、記載金額のない契約に該当して印紙税額 200 円のところ、相当額の収入印紙が貼付されていなかった。この原因については、本件契約の賃貸借料から、印紙税額一覧表に記載されている契約金額が 1 万円未満の非課税文書に該当すると誤認したことによるものと推察される。

ところで、第 1 号の 2 文書の記載金額とは、土地の賃借権の設定の対価として契約に際して相手方当事者に交付し、後日返還が予定されない金額とされている。一方、保証金、敷金等や契約成立後の使用収益上の対価ともいえるべき賃貸借料は記載金額には該当しないとされている。

本件契約においては、使用収益上の対価である賃貸借料のみ約定していることから、記載金額のない第 1 号の 2 文書に該当する。したがって、各契約書に 200 円相当の収入印紙の貼付が必要であった。ただし、地方公共団体である本市は、印紙税法第 5 条第 2 号により非課税である。このため、当該土地所有者である個人又は法人が作成する契約書に収入印紙を貼付し、及び消印すべきことを指導すべきであった。

本件契約に係る事後対応について所轄税務署と協議するとともに、類似事案の再発防止等について速やかに取り組まれない。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部税務課

確認した事実等		措置状況の内容等				
区分	契約事務					
件名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">指摘</td> <td style="width: 90%;">契約決議の未了と契約の締結</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 2頁</td> <td></td> </tr> </table>		指摘	契約決議の未了と契約の締結	1 2頁	
指摘	契約決議の未了と契約の締結					
1 2頁						
事実の概要等	龍ヶ崎市土地・家屋評価推進事業業務委託（令和6年度評価替え）において、契約決議が未了のまま、同契約が締結されている。					
区分						
件名						
事実の概要等						
区分						
件名						
事実の概要等						
区分						
件名						
事実の概要等						
区分						
件名						
事実の概要等						

注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。

2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。